

「時間外選定療養費」について

当院は、県東保険医療圏において唯一の二次救急医療施設として、入院を必要とする緊急性の高い重症な患者さんの救急医療を 24 時間体制で行っています。しかしながら、時間外・夜間・休日の時間帯に緊急性の低い患者さんが受診されることにより、本来の目的である重症な患者さんへの治療に支障を来たしている状況があります。

当院の救急医療、更には地域医療を守るため、緊急性の低い軽症の患者さんが時間外に外来を受診される場合は、診療費とは別に「**時間外選定療養費**」をご負担いただきます。

適正な時間外受診にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

時間外選定療養費	7, 7 0 0 円（税込）
対象時間	平日 1 6 : 5 0 ~ 0 8 : 3 0 第 1 ・ 3 土曜 1 2 : 3 0 ~ 0 8 : 3 0 第 2 ・ 4 ・ 5 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、創立記念日
請求開始日	令和 8 年 1 2 月 1 日（火）診療分から

◆ 次に該当する方は対象外となります

- ・ 救急外来受診後、即日入院となった方
- ・ 当院の医師より、指示され予約来院された方
- ・ 当院救急外来宛ての紹介状を持参された方
- ・ 生活保護受給対象である方
- ・ 労働災害・公務災害の方
- ・ 小児（15 歳未満）の方